

## 山形県長寿医療懇談会設置運営要綱

### (設置)

第1条 山形県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度(以下「長寿医療制度」という。)の円滑な運営に資するため、被保険者や保険医療機関の代表者、医療保険者等の意見を聴く場として、山形県長寿医療懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (懇談事項)

第2条 懇談会の委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 保険料に関する事。
- (2) 被保険者対応に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長寿医療制度の円滑な運営に関する事。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員10名以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 被保険者を代表する者(2名以内)
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者(3名以内)
- (3) 学識経験を有する者(3名以内)
- (4) 医療保険者を代表する者(1名以内)
- (5) 行政関係者(1名以内)

2 委員は、前項各号に掲げる者のうちから、山形県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げない。

### (会長)

第5条 懇談会に会長を置く。

- 2 会長は、学識経験を有する委員のうちから互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (懇談会)

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 懇談会は、公開とする。

( 庶務 )

第 7 条 懇談会の庶務は、事業課において処理する。

( 委任 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

( 任期の特例 )

2 平成 21 年度において委嘱した委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、3 年とする。